巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
_				●第1条学校等	●第1条学校等
上	55	2.1.3	表2-1-3(1)	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校)、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校の他、各種学校類似の教育を行うもの、および国、地方公共団体、会社等がその職員の研修を行うための施設(研修所)が含まれる。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園, 小学校,中学校,義務教育学校,高等学校,中 等教育学校,特別支援学校,大学および高等専
上	77	2.2.1	表2-2-1(2) 概要欄	3. 事業者は、機械などによる危険、爆発性、発火性、引火性の物などによる危険や、電気、熱その他のエネルギーによる危険を防止するとともに、ガス、粉じん、酸素欠乏空気などによる健康被害の防止のため必要な措置を講じなければならない。この規定に基づいて、事務所衛生基準規則が定められている(「(1)事務所衛生基準規則」参照)。	3. 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。この規定に基づいて、事務所衛生基準規則が定められている(「(1)事務所衛生基準規則」参照)。
上	115	3.1.5	上から17行目	・・・。紫外線は,体内のビタミンA をビタミンD に変える作用があり,・・・	・・・。紫外線は,ビタミンD <u>を生成する</u> 作用 があり,・・・
上	205	3.6.1	下から7行目	の事前の調整が必要である。また、安全区画と しての空間が、他の用途空間に転用される可能 性があり注意が必要となる。排煙計画で は・・・	
上	306	巻末		新 建築物の環境衛生管理 平成30年3月 に	新 建築物の環境衛生管理 平成31年3月 :
中	49	4.3.2	下から5行目	であり、耐熱材として使用された。・・・	であり, <u>断熱材</u> として使用された。・・・
中	68	4.5.4	下から7行目	年7年12月に厚生労働省から・・・	年7 <u>月</u> 12 <u>日</u> に厚生労働省から・・・
中	78	4.6.4	図4-6-4(2) 文献番号追加	図4-6-4(2) 放射線被爆の早見図	図4-6-4(2) 放射線被爆の早見図 ¹⁹⁾
中	111	4章引用文 献	18) の次	19) 放射線医学総合研究所:放射線被ばくの早」 https://www.nirs.qst.go.jp/data/pdf/hayamizu	
中	122	5.1.1	式 (10)	$\tau = \frac{\rho_p d_p C_C}{18 \mu}$	$\tau = \frac{\rho_p d_p^2 C_C}{18\mu}$
中	144	5.1.5	図5-1-5(4)	a:5cm以上 不燃材料 d:10℃以上 b:h/2以下 h:1m以下	10°C → 10° に修正 a:5cm以上 b:h/2以下 h:1m以下 分
中	138	5.1.4	下から17行目	その場所での飽和水蒸気量が減少し、・・・	その場所での飽和水蒸気 <u>圧</u> が減少し,・・・

中 176 5.2.1 上から7行目 空詞計算の範囲・・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 中の空間計算の範囲・・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 中 251 5.2.3 表5-2-3(4) 表52(4) 表52(15) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(至近2年3月1日期行) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 表52(15) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(至近2年3月1日期行) 中 367 6.2.1 表6-2-1(5) 水質管理目標放定項目(平成27年 表52(15) 水質管理目標放定項目(至近2年3月1日期行) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 不成25年 (15) 水質管理目標放定項目(至近2年3月1日期行) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 下から15行目 (主位2年3月1日期行) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 下から25(2) (2012年3月1日期行) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 下から25(2) (2012年3月1日期行) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
申 174 5.2.1 表示2-1(2) 神体業務方式 原体業務方式 変元上級 [kl/kg(DA)・K] であり、送常のの定比技施 [kl/kg(DA)・K] であり、送常のの定比技施 [kl/kg(DA)・K] であり、完全の記録であります。 中 210 5.2.1 上から7行目 ・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの間体のでは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					1	1
中 176 5.2.1 上から7行目 デンカント空間方式 アルカント空間方式 アルカント空間方式 アルカント空間方式 アルカント空間方式 アルカント空間計算の参照 中 210 5.2.1 上から17行目 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中	174	5.2.1	表5-2-1(2)		
中 176 5.2.1 上から7行目 の定圧比熱 [kl/kg(DA)・K] であり、通常の の定圧比熱 [kl/Lkg(DA)・K] であり、						
中 176 5.2.1 上から17行目 空期計算の範囲・・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 中 251 5.2.3 表5-2-3(4) 新月正箇所のみ抜粋 ・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの固体吸着剤 中 364 5.2.1 上から2行目 新月の改正(平成30年4月1日施行)により合 所用の改正(全金2年4月1日施行)により計118項目が定められて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					デンカント空調方式	デジカント空調万式
中 210 5.21 上から17行目 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの個体吸着剤 ・・・・シリカゲルなどの風体の変数を発表を担している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	山	176	521	トから7行日	の定圧比熱 [kJ/kg(DA)・K] であり, 通常の	の定圧比熱 [kJ/ <u>(</u> kg(DA)・K <u>)</u>] であり,通
中 251 5.2.3 表5-2-3(4) ※訂正商所のみ抜粋 無価目的公職職 別主 勝口ンヤフ	Т	170	5.2.1	T 2 2 111 E	空調計算の範囲・・・	常の空調計算の範囲・・・
中 251 5.2.3 表5-2-3(4) 誘致酸血素線 (平成30年4月1日施行) (本り合 所用の改正 (全租2年4月1日施行) (本り合 所用の改正 (全租2年4月1日施行) (本り合 所用の改正 (全租2年4月1日施行) (本り合 所用の改正 (全租2年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水26年4月1日から) (本日 下水27年2月1日施行) (本日 下水27年2月1日施行) (本日 下水27年2月1日施行) (本日 下水27年2月1日 下午 下水27年2月1日施行) (本日 下水27年2月1日 下午 下午 下水27年2月1日 下午	中	210	5.2.1	上から17行目	・・・シリカゲルなどの個体吸着剤	・・・シリカゲルなどの <u>固</u> 体吸着剤
中 364 6.2.1 上から2行目 計118項目が定められて 計114項目が定められて 中成26年4月1日から 運研設業素」を追加 し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中	251	5.2.3	表5-2-3(4)		●樹能:自動火災特別器: 消火器: 排煙口、シャッタ 屋 たれ壁 ダンパ 非常火災・ハル等
中 364 6.2.1 下から4行目 し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中	364	6.2.1	上から2行目		所用の改正(<u>令和2</u> 年4月1日施行)により合
中 364 6.2.1 下から4行目 し・・・ し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
中 367 6.2.1 表タイトル 4月1日施行) 中 367 6.2.1 表6-2-1(5) ※正 (訂正箇所のみ抜粋) アルミニウム及びその代合物 アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 (野に ストプルオロオプタシスルホン酸 (PFOA) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 (野に ストプルオロインタンの (PFOA) アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 (野に ストプルス) エースの場に関して、0.1mg/L以下 (大力 ストプルス) エースの場に関して、0.1mg/L以下 (大力 ストプルス) エースの場に関して、0.1mg/L以下 (大力 ストプルス) エースの場に関して、0.1mg/L以下 (大力 ストプルス) エースの場に関	中	364	6.2.1	下から4行目	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中 367 6.2.1 表6-2-1(5) 30 アルミニウム及びその化合物 31 ベルフルオロオクタン及ルホン酸 (PFOS) 21 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 注)対象機業は 114物質 (金和2年 4月 1日施行) アルミニウムの置に関して、0.1mg/L以下 (香定建築が維持管理権限者は、毎年1回以上 (香定建築が維持管理権限者は、1年以上 定期に行わなければ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中	367	6.2.1		., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .	表6-2-1(5) 水質管理目標設定項目(<u>令和2年</u> 4月1日施行)
中 367 6.2.1 表6-2-1(5) 30 アルミニウム及びその化合物 31 ベルフルオロオクタン及ルホン酸 (PFOS) 21 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 注)対象機業は 114物質 (金和2年 4月 1日施行) アルミニウムの置に関して、0.1mg/L以下 (香定建築が維持管理権限者は、毎年1回以上 (香定建築が維持管理権限者は、1年以上 定期に行わなければ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					※正(訂正箇所のみ抜粋)	1
中 367 6.2.1 表6-2-1(5) 31 ベルフルオロオクタン及ル大力量 (PFGA) PFGS UPFGAの量の和として0.00005mg/L (智度) 中 380 6.2.3 下から15行目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下
中 380	中	367	6.2.1	表6-2-1(5)		
中 380 6.2.3 下から15行目 … 特定建築物維持管理権限者は、毎年1回以上、定期に行わなければ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					<u>及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)</u>	TTOS及びTTONO 重い和として、COOCOSING/上(自た)
中 380 6.2.3 下から15行目 上、定期に行わなければ・・・ 上に1回、定期に行わなければ・・・・ 中 382 6.2.3 下から1行目 毎年1回以上、定期に行わなければ・・・・ 1年以内ごとに1回、定期に行わなければ・・・・・ 中 393 6.3.2 図6-3-2(7) 湯本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					注)対象農薬は <u>114</u> 物質(<u>令和2年</u> 4月1日施行)	
中 382 6.2.3 下から1行目 毎年1回以上、定期に行わなければ・・・ 1年以内ごとに1回、定期に行わなければ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					・・・・ ・・・・,特定建築物維持管理権限者は,毎年1回以	・・・・ 特定建築物維持管理権限者は、1年以内ご
中 407 6.3.2 図6-3-2(7) 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・・ 中 407 6.3.6 上から8行目 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・・ 中 413 6.3.7 表6-3-7(2) 表タイトル 表6-3-7(2) ボンブの定期点検項目と点検頻度 中 422 6.4.3 表6-3-7(2) ボンブの定期点検項目と点検頻度 水訂正箇所のみ抜粋 第1種圧力容量 中 426 6.4.5 表6-4-5(1) が3 が3 財政式湯沸器 ガス 灯油 電気 が3 野蔵式湯沸器 が3 野蔵式湯沸器 が3 野蔵式湯沸器 か3 野蔵式記令 中 430 6.4.6 側注	中	380	6.2.3	下から15行目	上、定期に行わなければ・・・	とに1回, 定期に行わなければ・・・
中 407 6.3.2 図6-3-2(7) 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・・ 中 407 6.3.6 上から8行目 通気管は2m³以上の貯水槽に・・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・・ 中 413 6.3.7 表6-3-7(2) 表タイトル 表6-3-7(2) ボンブの定期点検項目と点検頻度 中 422 6.4.3 表6-3-7(2) ボンブの定期点検項目と点検頻度 水訂正箇所のみ抜粋 第1種圧力容量 中 426 6.4.5 表6-4-5(1) が3 が3 財政式湯沸器 ガス 灯油 電気 が3 野蔵式湯沸器 が3 野蔵式湯沸器 が3 野蔵式湯沸器 か3 野蔵式記令 中 430 6.4.6 側注						
中 407 6.3.6 上から8行目 通気管は2m³以上の貯水槽に・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・ 通気管は有効容量2m³以上の貯水槽に・・ 地 413 6.3.7 表6-3-7(2) 表タイトル 表6-3-7(2) ボンブの定期点検項目と点検頻度 (例) 第1種圧力容量 第1種EL 20日子容量 2	中	382	6.2.3	下から1行目	毎年1回以上,定期に行わなければ・・・	1年以内ごとに1回、定期に行わなければ・・・
中 413 6.3.7 表6-3-7(2) 表タイトル 表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度 (例) 中 422 6.4.3 第1種圧力容量 第1種圧力容器 中 426 6.4.5 表6-4-5(1) ※訂正箇所のみ抜粋 解間湯沸器など 灯油 電気 灯油 電気 野蔵式湯沸器 電気 素気 中 430 6.4.6 側注 ◎一過式配管 ◎一道式配管	-	393	6.3.2	図6-3-2(7)	屋上での横引きが長いと*の部分で水柱 分離が起こりやすい 屋上での横引きが 短いので起こりに くい	屋上での横引きが長いと*の部分で水柱分離が起こりやすい 屋上での横引きが 短いので起こりに くい
中 413 6.3.7 表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度 (例) 中 422 6.4.3 第1種圧力容量 第1種圧力容量 第1種圧力容器 中 426 6.4.5 表6-4-5(1) 東京 (列) 加熱装置の名称 熱源 (列油 電気) 財政式湯沸器 電気 (型) ガス (型) 財政式湯沸器 電気 (型) ガス (型) 中 430 6.4.6 側注 ②一過式配管 ②一管式配管	中	407	6.3.6	上から8行目	通気管は2m³以上の貯水槽に・・・	通気管は <u>有効容量</u> 2m³以上の貯水槽に・・・
中 422 6.4.3 種別 第1種圧力容量 第1種圧力容量 ※訂正箇所のみ抜粋 加熱装置の名称 熱源 加熱装置の名称 熱源 ガス 灯油 電気 貯蔵式湯沸器 電気 蒸気 ガス 電気 中 430 6.4.6 側注 ②一過式配管	中	413	6.3.7		表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度	表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度 (例)
中 426 6.4.5 表6-4-5(1) ※訂正箇所のみ抜粋 加熱装置の名称 熱源 加熱装置の名称 熱源 脚間湯沸器など 灯油 電気 灯油 電気 野蔵式湯沸器 電気 蒸気 中 430 6.4.6 側注 ◎一過式配管 ◎一管式配管	中	422	6.4.3		第1種圧力容量	第1種圧力容器
中 426 6.4.5 表6-4-5(1) 加熱装置の名称 熱源					※訂正箇所のみ抜粋	
	中	426	6.4.5	表6-4-5(1)	加熱装置の名称 熱源 瞬間湯沸器など ガス 灯油 電気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	瞬間湯沸器など の給湯機 電気 がス
中 430 6.4.6 下から8行目 て多く使用されている。一過式配管 [©] や・・・ て多く使用されている。一 <u>管</u> 式配管 [©] や・・	中	430	6.4.6	側注	◎一過式配管	◎一萱式配管
	中	430	6.4.6	下から8行目	て多く使用されている。一過式配管 [©] や・・・	て多く使用されている。一 <u>管</u> 式配管 [©] や・・・

中	470	6.7.1	上から8行目	4) 毛管現象	4) 毛 <u>細</u> 管現象 <u>(毛管現象ともいう)</u>
中	470	6.7.1	上から9行目	・・・毛髪が引っ掛かると、毛管現象で・・	・・・毛髪が引っ掛かると、毛 <u>細</u> 管現象で・・
中	500	6.8.2	図6-8-2(1)	※訂正箇所のみ抜粋 給水装置 加圧装置 加圧装置	加圧装置の矢印の位置の修正 給水装置 負圧破壊装置 加圧装置
下	10	7.1.1	下から9行目	省令第47号「職業能力開発促進法施工規則等の 一部を・・・	省令第47号「職業能力開発促進法 <u>施行</u> 規則等の 一部を・・・
下	108	7.6.1	側注 ●原単位	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積 $1\mathrm{m}^2$ 当たりの発生量」であり、その単位は $k\mathrm{g/m}^2$ ・年が用いられる。なお、発生量が多い場合は $k\mathrm{g/m}^2$ ・日、また重量の代わりに容量で示す L/m^2 ・日が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員 1 人当たり」、「乗降客 1 人当たり」が使用され、その単位は $k\mathrm{g/M}$ ・年が用いられる。	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積 $1 \mathrm{m}^2$ 当たりの発生量」であり、その単位は $\log/(\mathrm{m}^2 \cdot \mathrm{f})$ が用いられる。なお、発生量が多い場合は $\log/(\mathrm{m}^2 \cdot \mathrm{f})$,また重量の代わりに容量で示す $\mathrm{L}/(\mathrm{m}^2 \cdot \mathrm{f})$ が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員 1 人当たり」,「乗降客 1 人当たり」が使用され、その単位は $\log/(\mathrm{h} \cdot \mathrm{f})$ が用いられる。